

# 所得税・住民税が非課税となる収入の目安

## 給与所得者・単身

給与収入	所得税	住民税
96.5万円以下	非課税	非課税
100万円以下	非課税	均等割のみ課税
103万円以下	非課税	均等割・所得割課税 <b>※1</b>

●障害者・未成年者・ひとり親・寡婦のいずれかに該当する方は、給与収入204万4千円未満の場合、住民税が非課税となります。

## 公的年金受給者・単身(65歳未満)

年金収入	所得税	住民税
101.5万円以下	非課税	非課税
105万円以下	非課税	均等割のみ課税
108万円以下	非課税	均等割・所得割課税 <b>※1</b>

●障害者・ひとり親・寡婦のいずれかに該当する方は、年金収入195万円以下の場合、住民税が非課税となります。

## 公的年金受給者・単身(65歳以上)

年金収入	所得税	住民税
151.5万円以下	非課税	非課税
155万円以下	非課税	均等割のみ課税
158万円以下	非課税	均等割・所得割課税 <b>※1</b>

●障害者・ひとり親・寡婦のいずれかに該当する方は、年金収入245万円以下の場合、住民税が非課税となります。

※1 均等割は合計所得金額で、所得割は総所得金額等で判定しますので、純損失等があれば所得割は課税されない場合があります。(総所得金額等…合計所得金額から、純損失または雑損失等の繰越控除を適用した後の全ての合計所得)

## ◎扶養がいる場合の住民税非課税範囲は、以下の計算式を使用(合計所得金額)

均等割 : 315,000円 × (生計同一配偶者 & 扶養数 + 1) + 289,000円  
所得割 : 350,000円 × (生計同一配偶者 & 扶養数 + 1) + 420,000円

例) 扶養1人の場合: 均等割 919,000円以下、所得割 1,120,000円以下  
扶養2人の場合: 均等割 1,234,000円以下、所得割 1,470,000円以下  
扶養3人の場合: 均等割 1,549,000円以下、所得割 1,820,000円以下

※2 給与所得控除額または公的年金等控除額を足した額が収入になります。

※2 年金受給者の場合、上記の額に65歳未満は60万円、65歳以上は110万円を足した額が住民税非課税収入の目安となります。給与所得者の場合、給与収入の額によって給与所得控除額が変わります。

○所得税に関しては、配偶者控除や扶養控除の金額によって非課税範囲が変わります。

## ◎参考

### 均等割とは?

⇒前年の所得金額の多少にかかわらず、ある一定の所得がある方全員に均等に負担していただくものです。

### 所得割とは?

⇒毎年の所得金額に応じて負担していただく税で、均等割とは異なり、所得金額と所得控除額を基に計算されています。